

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 6 6 5 ～ 4 0 7 0	受理年月日	令和7年9月8日、11日
件 名	減額した生活保護費の遡及支給の要請等		
要 旨	6月27日、最高裁判所第三小法廷は、2013年からの過去最大の生活保護基準引下げについて、厚生労働大臣の減額決定を生活保護法違反と認定し、処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡した。 しかし、その後も今日まで、国と京都市は、違法な生活保護基準を放置し、利用者の生存権を侵し続けている。さらには、今日の異常な物価高が生活保護利用者に耐え難い苦しみを与えているが、国と京都市はまともな対応をせず、放置したままである。 ついては、こうした状態を一日も早く打開するよう、裁判の当事者でもある京都市に対し、以下の事項を願う。 1 6月27日の最高裁判所の判決に沿い、現在、京都市が上告している訴訟を取り下げること。 2 違法な生活保護基準引下げを行ったことについて、生活保護利用者に対して、真摯な謝罪をすること。 3 国に対して、直ちに減額された生活保護費を遡及支給するよう求めるとともに、緊急に京都市として生活保護費の仮支給などの措置を採ること。 4 速やかに、物価高騰に見合う生活保護基準の大幅引上げを国に強く求めるとともに、京都市として夏の見舞金を復活すること。 5 違法な生活保護基準引下げが行われたことについて、検証と再発防止を行うこと。		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		